

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、ワールドアスレティックス（世界陸連）が主催し 2025 年に東京都で開催される東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下、「東京 2025 世界陸上」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、もって東京 2025 世界陸上を成功させること、また、東京 2025 世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 東京 2025 世界陸上の準備及び運営に関する事業
- (2) 東京 2025 世界陸上の準備及び運営について、内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業
- (3) 東京 2025 世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与する事業
- (4) 東京 2025 世界陸上を通じて、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資するために必要な事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。
現金 金 3百万円

(基本財産)

第6条 当法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠のものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

(清算事務年度)

第7条 当法人の清算事務年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 削除

(事務報告及び決算)

第9条 当法人の清算事務については、毎清算事務年度終了後、清算人が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事務報告
- (2) 事務報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 貸借対照表の附属明細書

2 前項の書類のうち、第1号及び第3号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に清算終了の登記の時まで備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 削除

第4章 評議員

(評議員)

第 11 条 当法人に、評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

2 評議員は、当法人の清算人及び監事又は使用人を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 評議員としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する清算事務年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 清算人及び監事の選任及び解任

(2) 評議員及び清算人、監事の懲戒処分

(3) 清算人及び監事の報酬等の額

(4) 清算人、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(5) 貸借対照表の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) 重要な財産の処分又は譲受け

(10) 重要な事項として清算人が評議員会に付議した事項

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

2 前項に掲げるもののほか評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎清算事務年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、清算人が招集する。

2 評議員は、清算人に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、清算人は、評議員会の日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しななければならない。

4 前項の規定にかかわらず、清算人はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第 92 条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。

5 第 3 項、第 4 項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長 1 名を選任する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 清算人、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 清算人又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。清算人又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 清算人が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 清算人が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 清算人 1名以上3名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第25条 清算人及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表清算人は、評議員会の決議によって清算人の中から選定する。

(清算人の職務及び権限)

第26条 清算人は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表清算人は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、清算人の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、清算人及び使用人に対して清算に関する事務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条の2 削除

(役員任期)

第 28 条 清算人の任期は、選任後 2 年以内に終了する清算事務年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する清算事務年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された清算人又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。なお、増員された清算人の任期は、他の在任清算人の任期が満了する時までとする。

4 清算人又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお清算人又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 清算人又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 清算人及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 清算人及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第 31 条 削除

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 削除

(権限)

第 33 条 削除

(招集)

第 34 条 削除

(議長)

第 35 条 削除

(決議)

第 36 条 削除

(決議の省略)

第 37 条 削除

(報告の省略)

第 38 条 削除

(議事録)

第 39 条 削除

第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 40 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局の職員は、代表清算人が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、清算人の過半数をもって別に定めるものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。当法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(解散)

第 42 条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、東京 2025 世界陸上終了後の残務の結了によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 45 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第 47 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、清算人の過半数をもって定める。

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

第 12 章 附則

(設立者の名称・住所)

第 49 条 削除

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第 50 条 削除

(設立時代表理事の選定方法)

第 51 条 削除

(設立初年度の事業年度)

第 52 条 削除

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第 53 条 削除

附 則

この定款は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。